

件名	松前町財務規則の一部を改正する規則
主管課	総務部財政課
関係課	なし
改正対象	松前町財務規則(昭和62年松前町規則第2号)
根拠法令等	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)</p>
制定(改正)理由	<p>様式第51号(第154条関係)の予定価格書の様式が消費税率8%で、規定されており、消費税が10%に増額されることに対応できていない。</p> <p>様式中の「入札書比較価格(上記予定価格の100/108)」及び「入札書比較(最低制限・低入札調査基準)価格(上記価格の100/108)」のうち、108の箇所を空欄とすることにより、今後の消費税の増税に対応できるようにしたいため、改正を行う。</p>
制定(改正)の主な内容	<p>入札書比較価格(上記予定価格の100/108)及び入札書比較(最低制限・低入札調査基準)価格(上記価格の100/108)の108の箇所を空欄とする。</p>
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>消費税の引き上げ時期については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)が根拠法令であり、地方消費税の引き上げ時期については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)が根拠法令である。</p>	